

小千谷市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和6年3月29日告示第48号

令和7年3月31日告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る費用を支援することにより、婚姻後の経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の推進に資するため、予算の範囲内において小千谷市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 事業実施年度の前年度1月1日から事業実施年度末日までの間に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に市内で居住するための住宅に要した費用のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 住宅取得費（新築する場合の工事請負費を含む。）
 - イ 住宅賃借費（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。）
 - ウ リフォーム費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び家電購入並びに設置に係る費用は除く。）
- (3) 引越費用 婚姻を機に市内の住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請をした日において、夫婦が当該申請に係る住宅の所在地に住民登録しており、かつ、補助金の交付を受けた日から5年以上継続して市内に居住する意思があること。

- (2) 夫婦の合計所得金額（補助金の申請の時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（学生の修学又は生活の援助を目的として、公的団体又は民間団体が貸与する資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、当該返還に係る年間の額を当該合計所得金額から控除するものとする。
- (3) 夫婦の双方の年齢が婚姻日（婚姻届を提出し、又は受理された日をいう。以下同じ。）において39歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去に地域少子化対策重点推進交付金実施要領に規定する結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦の双方が市税等（市外から転入している場合にあっては、転入前の市区町村税等を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年小千谷市条例第2号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（継続補助）

第4条 前年度に補助金を受給し、その受給額が第6条第1項に規定する補助金の上限額に達しなかった世帯は、補助金を受給した年度の翌年度に限り補助対象者とすることができる。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業実施年度の4月1日から事業実施年度末日までの間に支払った住居費及び引越費用とする。ただし、夫婦の双方又は一方が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める住宅扶助を受給している場合は、当該住宅手当又は住宅扶助の額を控除した額を補助対象経費とする。

2 前項の補助対象経費について、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める費用を補助対象経費とする。

- (1) 夫婦の一方が婚姻前に居住していた住宅に、婚姻を機として他方が住所を移転した場合 夫婦の双方の住所が同一となった日以後に支払った費用
- (2) 婚姻日前に住宅を取得し、賃借し、若しくは新居に係るリフォームを実施し、又は引越しをした場合 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機とした住宅取得、住宅賃借、実施したリフォーム又は引越しに係る費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円(夫婦の双方の年齢が婚姻日において29歳以下である世帯にあつては、60万円)を上限とする。ただし、第4条に規定する補助対象者に係る補助金の上限額は、当該上限額から前年度までの受給額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小千谷市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4条の規定に該当する世帯が申請する場合において、前年度に提出した書類により必要事項が確認できると市長が認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
 - (2) 住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)
 - (3) 夫婦双方の所得証明書
 - (4) 夫婦双方の市区町村税の納税証明書(市区町村が発行する未納がないことを証明するもの)
 - (5) 貸与型奨学金の返済した額が確認できる書類の写し(貸与型奨学金の返済額がある場合に限る。)
 - (6) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し(住宅を取得し、新築し、又はリフォームをした場合に限る。)
 - (7) 住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し(住宅を賃借した場合に限る。)
 - (8) 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの(引越費用がある場合に限る。)
 - (9) 住宅手当支給状況証明書(様式第2号)又は住宅手当の支給金額が確認できる書類
 - (10) 誓約書兼同意書(様式第3号)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、小千谷市結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による交付決定を行った申請者に対し、交付決定後速やかに補助金を交付するものとする。

（資格認定等）

第10条 次年度に、引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、事業実施年度内に第7条に定める交付申請を行うことが困難な者は、小千谷市結婚新生活支援事業資格認定申請書（様式第5号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- (3) 夫婦双方の所得証明書
- (4) 夫婦双方の市区町村税の納税証明書（市区町村が発行する未納がないことを証明するもの）
- (5) 貸与型奨学金の返済した額が確認できる書類の写し（貸与型奨学金の返済額がある場合に限る。）

2 市長は、前項の規定による認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、資格認定の可否を決定し、小千谷市結婚新生活支援事業資格認定（不認定）通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（調査等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、現地調査を行い、又は申請者に必要な事項の報告、若しくは書類の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) その他市長が補助金の交付が特に不適當であると認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。